

大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則運用要領

(目的)

第1条 この運用要領は、大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年大阪市規則第180号。以下「施行細則」という。）の施行に関し必要な事項のほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく耐震診断の結果の報告及び建築物の耐震改修の計画の認定等の事務に必要な事項を定めることを目的とする。

(建築物耐震診断概要書)

第2条 施行細則第2条第1項第1号、第3条第1項第1号、第4条第3項第1号、同条第4項第1号及び第5条第1項第1号の耐震診断の概要を記載した書類は、別記様式第1号による建築物耐震診断概要書によるものとする。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「施行令」という。）第4条第2号に規定する組積造の構については、別記様式第12号によるものとする。なお、建築物耐震診断概要書に記載すべき事項がすべて記載された書類で、かつ市長が認める場合は、当該書類をもって建築物耐震診断概要書に代えることができる。

(市長が適切であると認めた者)

第3条 施行細則第2条第1項第3号、第3条第1項第3号、第4条第3項第3号及び第5条第1項第3号の市長が適切であると認めた者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約（平成7年4月21日制定）第3条第1項に規定する構成団体であって、同規約第8条第1項の規定により耐震判定委員会を設置し、かつ当該耐震判定委員会を既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している者
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の56第2項に規定する指定性能評価機関（以下「指定性能評価機関」という。）

2 施行細則第4条第1項第1号の市長が適切であると認めた者は、指定性能評価機関とする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類の省略)

第4条 施行細則第2条第1項の報告に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条第3項の報告書（以下この条において「報告書」という。）の提出に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、施行細則第2条第3項の規定により、同条第1項第3号に規定する書類の添付を省略することができる。

- (1) 平成25年11月24日以前に報告に係る建築物の耐震診断に着手した場合であって、当該耐震診断の内容及び結果の詳細を記載した書類を添付したとき
- (2) 平成25年11月24日以前に報告に係る建築物の耐震改修の工事に着手し、かつ報告の日までに当該耐震改修の事業が完了している場合であって、当該耐震改修の設計に係る耐

震診断の内容及び結果の詳細を記載した書類及び当該設計に従って当該耐震改修の事業が完了したことを証する書類を添付したとき

- (3) 報告に係る建築物が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき、時刻歴応答計算により検証され、その構造方法について国土交通大臣又は建設大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を受けて建築された建築物（以下「時刻歴応答計算検証建築物」という。）である場合であって、当該認定に係る認定書の写しを添付したとき
 - (4) 報告に係る建築物が法第 17 条第 3 項に規定する計画の認定（以下「計画の認定」という。）を受けている場合であって、当該計画の認定に係る施行規則第 30 条第 2 項の通知書（以下「認定通知書」という。）の写し及び当該計画の認定を受けた計画に従って耐震改修の事業が完了したことを証する書類を添付したとき
- 2 施行細則第 2 条第 2 項第 1 号の報告に係る報告書の提出に当たっては、前項の規定を準用する。この場合、「施行細則第 2 条第 1 項」とあるのは「施行細則第 2 条第 2 項第 1 号」と、「同条第 1 項第 3 号に規定する書類」とあるのは「同条第 2 項第 1 号アに規定する書類のうち同条第 1 項第 3 号に規定する書類」と読み替えるものとする。
- 3 施行細則第 2 条第 2 項第 2 号の報告に係る報告書の提出に当たっては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に基づく耐震診断の指針上、確認を要しない場合に限り、同号イに掲げる図書のうち、構造詳細図及び構造計算書を省略することができる。

（建築物の耐震改修の計画の認定の申請に係る添付書類の省略）

第 5 条 施行規則第 28 条第 2 項の申請書の提出に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、施行細則第 3 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 3 号に規定する書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請に係る建築物の耐震診断が平成 26 年 2 月 10 日付け国住指第 3837 号による認定書の表の耐震診断の方法の(14)欄に掲げる方法によるものであって、当該方法により法第 17 条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準への適合を確認したことを証する書類を添付したとき
 - (2) 申請に係る建築物が時刻歴応答計算検証建築物であって、当該申請に係る認定書の写しを添付したとき
- 2 施行規則第 28 条第 2 項の申請書の提出に当たり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」（平成 25 年国土交通省告示第 1062 号。以下「準ずる基準」という。）の国土交通大臣が認める場合に準ずるものと認められるときは、施行細則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する書類の添付は必要がないものとする。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に係る添付書類の省略）

第 6 条 施行細則第 4 条第 1 項の申請に係る施行規則第 33 条第 1 項の申請書の提出に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、施行細則第 4 条第 5 項の規定により、同条第 1 項第 1 号に規定する書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請に係る建築物が、時刻歴応答計算検証建築物（昭和 56 年 6 月 1 日以後に確認済証

(建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項若しくは第4項の規定により交付される確認済証をいう。)の交付を受けているものに限る。)であって、かつ当該認定に係る認定書の写しを添付したとき

- (2) 法第17条第3項に規定する計画の認定を受けた建築物に係る申請である場合は、当該計画の認定に係る認定通知書及び当該計画の認定を受けた計画に従って耐震改修の事業が完了したことを証する書類を添付したとき
- 2 施行規則第33条第2項各号の申請書の提出に当たり、準ずる基準の国土交通大臣が認める場合に該当するときは、施行細則第4条第3項第2号又は同条第4項第2号に規定する書類の添付は必要がないものとする。
- 3 施行規則第33条第2項第1号の申請書の提出に当たり、その申請に係る建築物の耐震診断が平成26年2月10日付け国住指第3837号による認定書耐震診断の方法の表の(14)欄に掲げる方法によるものであって、当該方法により法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準への適合を確認したことを証する書類を添付したときは、施行細則第4条第5項の規定により、同条第3項第3号に規定する書類の添付を省略することができる。
- 4 前2項に定めるものほか、施行規則第33条第2項第1号の申請書の提出に当たっては、第1項の規定を準用する。この場合、「施行細則第4条第1項の申請」とあるのは「施行細則第4条第3項の申請」と、「施行規則第33条第1項の申請書」とあるのは「施行規則第33条第2項第1号の申請書」と、「同条第1項第1号」とあるのは「同条第3項第3号」と読み替えるものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類の省略)

第7条 施行規則第37条第1項の申請書の提出に当たり、準ずる基準の国土交通大臣が認める場合に該当するときは、施行細則第5条第1項第2号に規定する書類の添付は必要がないものとする。

(計画の認定の申請の取下げ)

第8条 法第17条第1項の規定により計画の認定を申請した者は、当該計画の認定を受けるまでの間は、別記第2号様式による計画認定申請取下書を市長に提出することにより当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定は、法第18条第1項の規定による計画の認定の変更の申請について準用する。

(計画の認定を受けた計画の変更に係る申請)

第9条 法第18条第1項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)は、同項の計画の変更をしようとするときは、別記第3号様式による計画変更認定申請書に、当該計画の認定に係る認定通知書の写しを添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の計画の変更を認定したときは、速やかに、その旨を別記第4号様式による計画変更認定通知書により認定事業者に通知するものとする。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第10条 市長は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画の軽微な変更(法第18条第1

項の軽微な変更をいう。) をしようとするときは、別記第5号様式による軽微な変更に係る届出書に、当該計画の認定に係る認定通知書の写しを添えて提出するよう求めるものとする。

- 2 市長は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画に従って、法第19条に規定する計画認定建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修を行うことを中止しようとするときは、別記第6号様式による計画認定建築物に係る耐震改修中止届に、当該計画の認定に係る認定通知書の写しを添えて提出するよう求めるものとする。
- 3 市長は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修の事業を完了したときは、別記第7号様式による耐震改修事業完了報告書により市長に報告するよう求めるものとする。

（計画の認定の取消しの通知）

第11条 市長は、法第21条の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を別記第8号様式による計画認定取消通知書により認定事業者に通知するものとする。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請の取下げ）

第12条 法第22条第1項の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請した者は、当該認定を受けるまでの間は、別記第9号様式による建築物の地震に対する安全性に係る認定申請取下書を市長に提出することにより当該申請を取り下げることができる。

（基準適合認定建築物に係る変更等）

第12条の2 法第22条第2項の認定を受けた者（以下「安全性認定を受けた者」という。）は、法第22条第2項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の所有者の変更又は当該建築物の増築、除却等を行うときは、事前に市長に申し出て変更内容等を協議のうえ、別記第9号の2様式による基準適合認定建築物変更届を市長に提出しなければならない。

（基準適合認定建築物の表示に関する届出）

第12条の3 安全性認定を受けた者は、法第22条第3項の規定により、当該建築物、その敷地又はその利用に関する広告、契約に係る書類、宣伝用物品若しくは情報を提供するために作成する電磁的記録（以下「広告等」という。）に、当該建築物が安全性の認定を受けている旨の表示を付する場合、事前に市長に申し出て広告等の表示内容、表示場所を協議のうえ、別記第9号の3様式による広告等表示届を市長に提出しなければならない。

2 広告等の表示内容、表示場所を変更する場合も前項と同様とする。

（基準適合認定建築物に係る報告）

第12条の4 安全性認定を受けた者は、法第24条第1項の規定により、当該建築物の地震に対する安全性に係る事項に関する報告を求められたときは、別記第9号の4様式による基準適合認定建築物状況報告書に、別表に掲げる書類のうち、必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 安全性認定を受けた者は、前項の報告書の作成にあたっては、一級建築士又は二級建築士に、当該建築物を調査させなければならない。ただし、耐震診断に係る部分は、施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が行わなければならない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の取消しの通知)

第13条 市長は、法第23条の規定により法第22条第2項の認定を取り消したときは、その旨を別記第10号様式により安全性認定を受けた者に通知するものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請の取下げ)

第14条 法第25条第1項の認定を申請した者は、当該認定を受けるまでの間は、別記第11号様式による区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請取下書を市長に提出することにより当該申請を取り下げることができる。

(補則)

第15条 この運用要領に定めるもののほか、法、施行令、施行規則及び施行細則の運用に關し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この運用要領は、平成26年3月25日より施行する。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告に係る添付書類の省略)

第2条 施行規則附則第3条において準用する施行規則第5条第3項の報告書の提出に当たっては、第4条の規定を準用する。この場合、「施行細則第2条第1項の報告」とあるのは「施行細則附則第2項又は第3項の報告」と、「施行細則第2条第3項」とあるのは「施行細則附則第4項」と、「同条第1項第3号に規定する書類」とあるのは「施行細則附則第2項第1号に規定する書類のうち施行細則第2条第1項第3号に規定する書類」と読み替えるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第87号）附則第2条の規定により、施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に耐震診断を行わせたとみなされるときは、施行細則第2条第1項第2号に規定する書類の添付は必要がないものとする。

- 2 前項の規定は、準ずる基準附則第2項の規定により、施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に耐震診断を行わせたとみなされるときについて準用する。この場合、「施行細則第2条第1項第2号」とあるのは「施行細則第4条第3項第2号、同条第4項第2号又は施行細則第5条第1項第2号」と読み替えるものとする
- 3 第1項の規定は、平成25年11月24日以前に施行規則第5条第1項各号のいずれにも該

当しない者に施行細則第3条第1項第1号の耐震診断を行わせた場合に準用する。この場合、「施行細則第2条第1項第2号」とあるのは「施行細則第3条第1項第2号」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)
この運用要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則
(施行期日)
この運用要領は、令和2年3月25日より施行する。

附 則
(施行期日)
この運用要領は、令和3年3月1日より施行する。

附 則
(施行期日)
この運用要領は、令和6年11月1日より施行する。

別表（第12条の4第1項関係）

耐震診断概要書	
耐震診断者資格証明書	
第三者機関評価書	
図面	付近見取図
	配置図
	各階平面図
	基礎伏図
	各階床伏図
	小屋伏図
	構造詳細図
構造計算書	
確認済証の写し等	
検査済証の写し等	
耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準適合の有無を証する書類	
認定後の建物の増改築等の経過がわかる書類	
当該建築物の劣化状況を調査した書類	
当該建築物の調査写真	
その他当該建築物の現状を示す書類	

第1号様式（第2条関係）

建築物耐震診断概要書

1 建物概要

建物名、建物区分(棟番号)		
面積(対象面積)	m ²	
用途		
建築年月日、構造、階数		
建物所有者の名称		
建物の所在地		
実施内容	<input type="checkbox"/> 耐震診断	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画
基礎、地盤条件		
構造上の特徴	平面(<input type="checkbox"/> ほぼ整形・ <input type="checkbox"/> 不整形)、 立面(<input type="checkbox"/> ほぼ整形・ <input type="checkbox"/> 不整形) 構造形式 (X方向: Y方向:) 極脆性柱 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)、 下階壁抜 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 平面柱抜 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)、 PCa屋根 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	

2 診断方針

診断法(計算法)	<input type="checkbox"/> 第2次診断、 <input type="checkbox"/> 第3次診断、 <input type="checkbox"/> 応答解析、 <input type="checkbox"/> 新耐震基準(検査済証等) <input type="checkbox"/> その他() (<input type="checkbox"/> 手計算、 <input type="checkbox"/> 電算機)	
電算ソフト(バージョン)/(作成者)		
診断実施者名		
診断実施者の資格	()建築士()登録 第 号	修了証明書番号()
連絡先住所 (TEL/FAX/E-mail)	事務所名: 住所: TEL: FAX: E-mail:	
診断実施年月日	年 月 日	
材料調査:調査値(標準偏差) 設計値、診断使用値等 (7. 特記)	コンクリート:調査値= 設計値(Fc)= 診断使用値= ~ (N/mm ²) 鉄筋: 設計値(σy)= 診断使用値= (N/mm ²) 鉄骨: 設計値(σy)= 診断使用値= (N/mm ²) 劣化の状況 所見: ()	

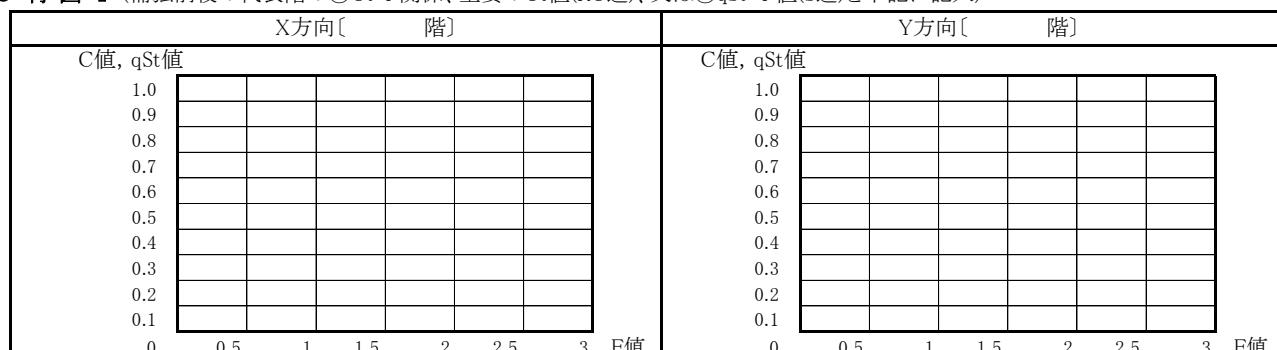
3 診断結果 (Is2又はIs3、CtSD又はqStを*欄に付記して記入、所見に判定、Isoとの関係等を記入) ※6F以上は適宜行を追加

	補強前				補強後				(調査及び診断に関する所見)	
	Isx	*	Isy	*	Isx	*	Isy	*	目標値:	
5F										
4F										
3F										
2F										
1F										
最小値										

4 補強計画 (補強方法別に各階の補強箇所数、合計数を記入、所見に判定、Isoとの関係等を記入) ※6F以上は適宜行を追加

	壁 増 設	壁 補 強	袖 壁 増 設	袖 壁 補 強	柱 増 設	柱 補 強	ブ 増 設	ブ 補 強	ス リ ット	基 礎 補 強	荷 重 軽 減	その他	(補強に関する所見)	目標値:
	5F													
4F														
3F														
2F														
1F														
合計														

5 付図I (補強前後の代表階の①Ct-F関係、主要のCt値(RC造)、又は②qSt-F値(S造)を下記に記入)



6 付図II (主要構面軸組図、主要階平面図、補強計画等の概要を別紙(A4、2ページ程度)として添付すること)

7 備考	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート強度試験は、各階毎、各施工時期毎に3本以上のコアを採取することを原則とする。 コンクリートの調査値、診断使用値は全標本中の最低と最大を記す。 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条、第22条第1項、第25条第1項又は附則第3条第1項に基づく報告又は申請であって、耐震改修を行う予定のない場合等は、上記4及び5について記入を要しない。
------	---

第2号様式（第8条第1項関係）

計画認定申請取下書

年　　月　　日

大阪市長様

申請者の住所又は主たる事

務所の所在地

申請者の氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表

者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律17条第1項の規定に基づき、年　月　日付
け 第　　号で行った建築物の耐震改修の計画の認定に係る申請については、この届出をもつ
て取り下さります。

（取下げの理由）

（注意）

計画の認定の変更の申請の取下げの場合は、その旨を「取下げの理由」欄に記入してくださ
い。

第3号様式（第9条第1項関係）

計画変更認定申請書

年 月 日

大阪市長様

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地
認定事業者の氏名又は名称
及び法人にあっては、その
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた建築物の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、その変更に係る認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（計画の変更に関する事項）

（注意）

- 記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添えてください。
- 計画の認定に係る認定通知書の写しを添えてください。

計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

下記による計画変更認定申請書の記載の計画の変更について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1 計画変更認定申請年月日 年 月 日

2 建築物の位置

3 計画変更の概要

第5号様式（第10条第1項関係）

軽微な変更に係る届出書

年 月 日

大阪市長様

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地
認定事業者の氏名又は名称
及び法人にあっては、その
代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき、 年 月 日
付け 第 号で認定を受けた建築物の耐震改修の計画について、次のとおり同法第18条第
1項の軽微な変更をしましたので、届け出ます。
この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築物の耐震改修の事業の実施時期

変更前

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

変更後

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

(注意)

計画の認定に係る認定通知書の写しを添えてください。

第6号様式（第10条第2項関係）

計画認定工事に係る耐震改修中止届

年 月 日

大阪市長様

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地
認定事業者の氏名又は名称
及び法人にあっては、その
代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき、 年 月 日
付け 第 号で認定を受けた建築物の耐震改修の計画については、この計画に基づく耐震改
修の事業を中止します。

（中止する理由）

（注意）

計画の認定に係る認定通知書の写しを添えてください。

第7号様式（第10条第3項関係）

（第1面）

耐震改修事業完了報告書

年　　月　　日

大阪市長様

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地
認定事業者の氏名又は名称
及び法人にあっては、その
代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき、認定を受けた建築物の耐震改修計画については、この計画に従って耐震改修の事業を完了したため、その結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

認定年月日	年 月 日		
認定番号	第 号		
建築物の位置			
地名地番	大阪市 区		
住居表示	大阪市 区		
建築物の概要			
主要用途			
工事種別			
建築面積	建築面積	m ²	
	建ぺい率	%	
延べ面積	延べ面積	m ²	
	容積率	%	
建築物の高さ	最高高さ	m	
	軒高さ	m	
	階数	地上 () 階	地下 () 階
	構造	() 造	一部 () 造
工事期間	年 月 日	～	年 月 日
設計者	() 級建築士 () 登録第 号		
	氏名		
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	建築士事務所名		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
工事監理者	() 級建築士 () 登録第 号		
	氏名		
	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	建築士事務所名		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		
工事施行者	氏名		
	営業所名		
	建設業の許可 () 第 号		
	郵便番号		
	所在地		
	電話番号		

計画認定取消通知書

第 号
年 月
日 日

様

大阪市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき、年月日
付け 第 号で認定した建築物の耐震改修の計画については、同法第21条の規定によりそ
の認定を取り消したため、下記のとおりその旨を通知します。

記

1 計画認定建築物の位置

2 取消しの理由

建築物の地震に対する安全性に係る認定申請取下書

年 月 日

大阪市長様

申請者の住所又は主たる事

務所の所在地

申請者の氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表

者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、 年 月
日付け 第 号で行った建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請については、この届
出をもって取り下さります。

第9号の2様式（第12条の2関係）

基準適合認定建築物変更届

年 月 日

大阪市長様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称及び
法人にあっては、その代表
者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき 年 月 日付
け 第 号で認定を受けた建築物について、事前協議のとおり変更を行いますので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更内容	
------	--

(注意)

記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添えてください。

第9号の3様式（第12条の3関係）

（第1面）

広告等表示届

年 月 日

大阪市長様

申請者の住所又は主たる事

務所の所在地

申請者の氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表

者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき 年 月 日付
け 第 号で認定を受けた建築物について、同条第3項に基づき広告等の表示を行いますので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

(第2面)

広告等の種類

表示内容

表示場所

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

大阪市長様

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地
認定事業者の氏名又は名称
及び法人にあっては、その
代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき 年 月 日付
け 第 号で認定を受けた建築物について、同法第24条第1項の規定に基づき、基準適合認
定建築物の地震に対する安全性に係る事項について、必要な書類を添付して次のとおり報告し
ます。

この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

建築物の地震に対する安全性に係る認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき 年 月 日
付け 第 号で認定を受けた建築物について、同法第23条の規定に基づきその認定を取り
消したので、下記のとおりその旨を通知します。

記

1 建築物の位置

2 取消しの理由

- ※（1）この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- （2）この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- （3）ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請取下書

年 月 日

大阪市長 様

申請者の住所又は主たる事

務所の所在地

申請者の氏名又は名称及び

法人にあっては、その代表

者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 25 条第 1 項の規定に基づき、 年 月
日付け 第 号で行った区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請については、
この届出をもって取り下さります。

第12号様式（第2条関係）

(第一面)

既存ブロック塀等の調査シート (No. 1 健全性)					整理番号	
					調査年月日	
所在地（住居表示）					調査者氏名	
所有者名					設計図書等	□有／□無
			擁壁等の構造物	□有／□無	擁壁の高さ	mm
					セットバックの距離	mm
		土留め利用	□有／□無	土圧の作用高さ	cm	
接道種類	□避難路／□通学路／□一般道路／□公有地／□私道／□その他（ ）					
塀の種類	□組積塀／□補強コンクリートブロック（CB）塀／□その他（ ）					
分類	箇所	項目	実施の有無		調査結果	健全性が確保できていないことを判定するための基準
			組積	CB		
必須項目	壁体	組積材のひび割れ幅	□	□	mm	□*1 1.0mm以上のひび割れ
		組積材の破損	□	□	□有／□無	□*1 破損がある状態
		目地部のひび割れ幅	□		mm	□*1 1.0mm以上のひび割れ
		目地部の欠損	□		□有／□無	□*1 欠損がある状態
		壁体の変色・風化	□	□	□有／□無	□*1 著しい風化が確認される状態
		壁体の著しい発錆（錆汁）	□	□	□有／□無	□*1 表面から錆汁が確認される状態
		壁体の傾斜	□	□	度	□*1 5度以上の傾斜
		壁体のぐらつき	□	□	□有／□無	□*1 ぐらつきがあり、安定性に欠ける状態
評価の参考項目	壁体	笠木の有無	□	□	□有／□無	笠木がない場合や笠木が欠落している場合は、雨水浸入により鉄筋の腐食が進展している可能性がある。
		笠木の欠落	□	□	□有／□無	
	擁壁	擁壁の不同沈下	□	□	□有／□無	擁壁等の工作物に、不同沈下やひび割れ、はらみ、傾斜等がある場合は、既存塀の健全性を確保できない恐れがある。
		擁壁のひび割れ	□	□	□有／□無	
		擁壁のはらみ	□	□	□有／□無	
		擁壁の傾斜	□	□	度	
	地盤	液状化の恐れ	□	□	□有／□無	既存塀が設置される地盤に変状の恐れがある場合は、既存塀の健全性を確保できない恐れがある。
		地盤破壊の恐れ	□	□	□有／□無	
建設年		年頃 □不明			建設後維持管理がない状態で数十年が経過しているものは、既存塀の健全度を確保するのが難しいものと考えられる。	
増改築の有無		□有／□無				
増改築年	年頃 □不明					
増改築の方法						
注記	*1 該当する項目が一つでもある場合は、健全性評価を満足できず、「撤去」の判定となるため、以後の仕様規定への適合性、一体性、転倒の評価に関する調査は省略してよい。					
備考	塀の形状、損傷の箇所、箇所など、評価に必要な情報を記載する。					

(第二面)

既存ブロック塀等の調査シート (No. 2 仕様規定への適合性)					整理番号
					調査年月日
所在地(住居表示)					調査者氏名
所有者名			擁壁等の構造物	□有/□無	擁壁の高さ
			土留め利用	□有/□無	セットバックの距離
接道種類	□避難路/□通学路/□一般道路/□公有地/□私道/□その他()				cm
塀の種類	□組積塀/□補強コンクリートブロック(CB) 塀/□その他()				cm
分類	箇所	項目	実施の有無	調査結果	仕様規定の適合性を満足しないことを判定するための基準
必須項目	壁本体	塀高さ	□ □	m m	□*1 1.2mに組積材1個の高さを足し合わせた高さを超えてる*2 □ 2.2mを超えてる
		組積高さ	□	m	□*1 1.2mを超えてる
		壁厚さ	□ □	cm cm	□*1 その部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満である □ 15cm未満(塀高さが2m以下の場合10cm未満)である
		異種ブロック積み	□	□有/□無	□*1 異なる構造形式を組み合わせてる
	壁本体配筋	横筋の最大配筋間隔	□	cm	□ 80cmを超えてる
		縦筋の最大配筋間隔	□	cm	□ 80cmを超えてる
		縦筋の基礎(擁壁)内のフック	□	□有/□無	□ 基礎の横筋にかぎ掛けされてない
		縦筋の基礎(擁壁)への定着長さ	□	cm	□*1 鉄筋径の40倍未満である*3
	控壁	控壁の有無	□ □	□有/□無 □有/□無	□ 控壁がない*4 □ 控壁がない*5
		控壁の張り出し長さ	□ □	cm cm	□*1 壁厚さの1.5倍未満である □ 基礎部分において壁高さの1/5未満である
		控壁の最大間隔	□ □	m m	□*1 4.0mを超えてる □ 3.4mを超えてる
		壁端部から最寄りの控壁までの長さ	□ □	m m	□*1 2.0mを超えてる □*1 1.7mを超えてる
		控壁の横筋の有無	□	□有/□無	□ 控壁の横筋がない
	控壁配筋	控壁の縦筋の有無	□	□有/□無	□ 控壁の縦筋がない
		控壁の縦筋の基礎(擁壁)内のフック	□	□有/□無	□ 基礎の横筋にかぎ掛けされてない
		控壁の縦筋の基礎(擁壁)への定着長さ	□	cm	□ 鉄筋径の40倍未満である*3
		基礎(壁本体)	□ □	□有/□無 □有/□無	□*1 基礎がない □*1 RC造の基礎がない
	基礎	基礎(控壁)	□ □	□有/□無 □有/□無	□*1 基礎がない □ RC造の基礎がない
		基礎の根入れ深さ	□ □	cm cm	□*1 20cm未満である*2 □ 30cm未満である*2
		擁壁等の構造物の有無	□ □	□有/□無 □有/□無	□*1 拥壁等の構造物の上に塀がある □ 拥壁等の構造物の上に塀がある
		地盤	土圧の作用高さ	cm cm	□*1 土圧の作用高さが60cmを超えてる □ 土圧の作用高さが60cmを超えてる
評価の参考項目	壁本体	フェンスの有無	□	□有/□無	壁頂部に横筋が配筋されてない恐れがあり、詳細な検討が必要となる可能性がある。
		透かしブロックの有無	□	□有/□無	透かしブロックが配置されている箇所では、壁筋が配筋されてない恐れがある。
		透かしブロックの配置	□	備考に図示	
		壁本体の仕上げの有無	□	□有/□無	仕上げの厚さが大きい場合には、実情の重量に応じて、評価を行う必要がある。
注記	*1 該当する項目が一つでもある場合は、「撤去または耐震改修」の判定となる。				
	*2 塀に近接して側溝があり、JISの適合品もしくは同等品とみなせない場合には、側溝の底面を地盤面として、塀の高さや基礎の根入れ深さを評価する。				
	*3 基礎内でフックにより定着されている場合は、鉄筋径の27倍未満であるかどうかを確認する。				
	*4 その部分の壁厚が、その部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10倍以上ある場合は除く。				
	*5 塀高さが1.2m以下の場合は除く。				
備考	塀の形状、寸法、配筋など、評価に必要な情報を記載する。				

既存ブロック塀等の調査シート (No. 3 塀の一体性)					整理番号		
					調査年月日		
所在地 (住居表示)					調査者氏名		
					設計図書等	□有/□無	
所有者名		擁壁等の構造物	□有/□無	擁壁の高さ	m		
				セットバックの距離	m		
		土留め利用	□有/□無	土圧の作用高さ	cm		
接道種類	□避難路/□通学路/□一般道路/□公有地/□私道/□その他 ()						
塀の種類	□補強コンクリートブロック (CB) 塀/□その他 ()						
分類	箇所	項目	実施の有無または 他のシート参照	調査結果	評価との関連		
					壁	控壁	基礎
簡易評価及び詳細評価のための調査項目	壁本体	壁高さ	□	m	◎	◎	◎
		壁厚さ	No. 2 (仕様)	cm	◎	◎	◎
		壁本体の仕上げの有無	No. 2 (仕様)	□有/□無	◎	◎	◎
		仕上げによる組積材の重量増 (仕上げの種類・厚さ)	□	□無視できる/□無視できない 備考に仕上げの種類・厚さを示すこと	◎	◎	◎
	壁本体 配筋	横筋の最大配筋間隔	No. 2 (仕様)	cm	◎		
		横筋の配置 (間隔・本数)	□	備考に図示すること	◎		
		縦筋の最大配筋間隔	No. 2 (仕様)	cm	◎		◎
		縦筋の配置 (間隔・本数)	□	備考に図示すること	◎		◎
		縦筋の基礎 (擁壁) 内でのフック	No. 2 (仕様)	□有/□無			◎
		縦筋の基礎 (擁壁) 内での定着長さ	No. 2 (仕様)	cm			◎
	控壁 配筋	縦筋の空洞内部における 重ね継手の有無	□	□有/□無			◎
		控壁の有無	No. 2 (仕様)	□有/□無		◎	◎
		控壁の配置 (壁本体に取り付く 控壁の間隔・枚数)	□	備考に図示すること		◎	◎
		控壁の高さ	□	m			◎
		控壁の張り出し長さ	No. 2 (仕様)	cm			◎
		控壁の横筋の有無	No. 2 (仕様)	□有/□無			◎
		控壁の横筋の配置 (間隔・本数)	□	備考に図示すること			◎
		控壁の横筋の壁本体内でのフック	□	□有/□無			◎
詳細評価のための調査項目	控壁の縦筋の有無	No. 2 (仕様)	□有/□無			◎	
	控壁の縦筋の基礎 (擁壁) 内でのフック	No. 2 (仕様)	□有/□無			◎	
	控壁の縦筋の基礎 (擁壁) 内での定着長さ	No. 2 (仕様)	cm			◎	
	控壁の縦筋の空洞内部における 重ね継手の有無	□	□有/□無			◎	
	壁長さ	□	m	◎	◎	◎	
壁本体	組積材の重量 (コンクリートブロックの種類)	□	□A(08)/□B(12)/□C(16)/□その他 ()	◎	◎	◎	
	壁本体 配筋	横筋の径、降伏強度*1、有効せい 縦筋の径、降伏強度*1、有効せい	□		◎		
控壁 配筋	控壁の厚さ	□	cm			◎	
	控壁の重量 (構造種別、 コンクリートブロックの種類)	□	□RC/□CB (CBの場合、下記も記載) □A(08)/□B(12)/□C(16)/□その他 ()			◎	
	控壁の横筋の径、降伏強度*1 控壁の縦筋の本数、有効せい	□	備考に図示すること			◎	
	控壁の縦筋の径、降伏強度*1	□				◎	
注記	*1 鉄筋の降伏強度は、引張試験を行わない場合、丸鋼は235N/mm ² 、異形鉄筋は295N/mm ² としてよい。						
備考	塀の形状、寸法、配筋など、評価に必要な情報を記載する。						

既存ブロック塀等の調査シート (No. 4 塀の転倒)				整理番号	
				調査年月日	
				調査者氏名	
				設計図書等	□有／□無
所在地 (住居表示)	所有者名	擁壁等の構造物	□有／□無	擁壁の高さ	m
			□有／□無	セットバックの距離	m
			□有／□無	土圧の作用高さ	cm
接道種類	□避難路／□通学路／□一般道路／□公有地／□私道／□その他 ()				
塀の種類	□補強コンクリートブロック (CB) 塀／□その他 ()				
分類	箇所	項目	実施の有無または 他のシート参照	調査結果	
簡易評価及び詳細評価のための調査項目	壁本体	塀高さ	No. 2 (仕様)	m	
		壁厚さ	No. 2 (仕様)	cm	
		壁本体の仕上げの有無	No. 2 (仕様)	□有／□無	
		仕上げによる組積材の重量増 (仕上げの種類・厚さ)	No. 3 (一体)	□無視できる／□無視できない 備考に仕上げの種類・厚さを示すこと	
	控壁	控壁の有無	No. 2 (仕様)	□有／□無	
		控壁の配置 (壁本体に取り付く 控壁の間隔・枚数)	No. 3 (一体)		
		控壁の高さ	No. 3 (一体)	m	
		控壁の張り出し長さ	No. 2 (仕様)	cm	
	基礎	基礎の根入れ深さ	No. 2 (仕様)	cm	
	地盤	側溝の有無	No. 2 (仕様)	□有／□無	
詳細評価のための調査項目	壁本体	壁長さ	No. 3 (一体)	m	
		壁高さ	No. 3 (一体)	m	
		組積材の重量 (コンクリートブロックの種類)	No. 3 (一体)	□A(08)／□B(12)／□C(16)／□その他 ()	
	控壁	控壁の厚さ	No. 3 (一体)	cm	
		控壁の重量 (構造種別、 コンクリートブロックの種類)	No. 3 (一体)	□RC／□CB (CBの場合、下記も記載) □A(08)／□B(12)／□C(16)／□その他 ()	
		基礎	基礎の厚さ	□	cm
	地盤	基礎の形状	□	□I形／□L形／□T形	
		基礎フーチングの幅	□	cm (L形、T形の場合)	
		基礎フーチングの厚さ	□	cm (L形、T形の場合)	
		土の種類	□	□粘性土／□砂質土	
備考	塀の形状、寸法、配筋など、評価に必要な情報を記載する。				